



本校は、令和4年度と5年度、文部科学省から「人権教育に関する研究校」としての指定を受けています。今年度は、研究主題を「豊かな人間性や自尊感情を育成する人権教育～互いの違いやよさを認め合い、相手の気持ちを考えて行動できる児童の育成～」に設定し、児童、教職員、そして保護者の皆様とともに、人権に関する意識を高め、よりよい児童の育成、より過ごしやすい学校・家庭・地域づくりにつなげていくために様々な取組をしています。

その一環として人権教育に関する本校の活動を伝えるための人権だよりを発行しています。第2号では、1学期に行った人権教育に関する取り組みについてお伝えします。

◎第1回人権教育推進のための支援訪問 5月26日（金）

4年生 算数「角」

「180°より大きな角度」について学習しました。今まで学習したことを生かしながら、180°より大きい角度の測定の仕方を考え、グループの友達と話し合ったり、友達の説明を聞いたりすることで、いろいろな考え方があることに気付くことができました。



◎5年生・保護者を対象とした人権に関するワークショップ 6月21日(水)

茨城県ユニセフ協会の方をお呼びして、人権に関するワークショップを行いました。

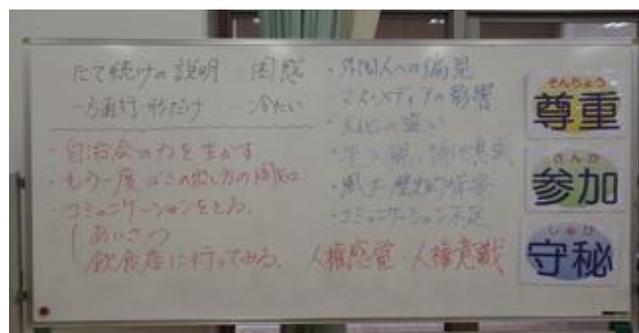


5時間目は、5年生の児童と保護者の皆さんで、子どもの権利条約についてのお話を聞きました。グループに分かれ、カードブックに示された条約が子どもの権利条約の4つの原則のどこに当てはまるか考え、自分たちが持っている権利について知ることができました。



◎教職員を対象とした人権に関するワークショップ 7月14日(金)

外国人の人権をテーマに職員研修が行われました。ワークショップ形式の研修で、今回は身近な生活の中で起こりがちな、ゴミの捨て方に関するトラブルに対してのロールプレイを行いました。実際に参加してみると、私たちの心の中にある思い込みやすれ違いに気付くことができました。



何よりもコミュニケーション不足というのが大きな課題であり、国籍に関係なく、あいさつや会話をすることの大切さがわかり、人権感覚を磨き、人権意識を高めることができました。